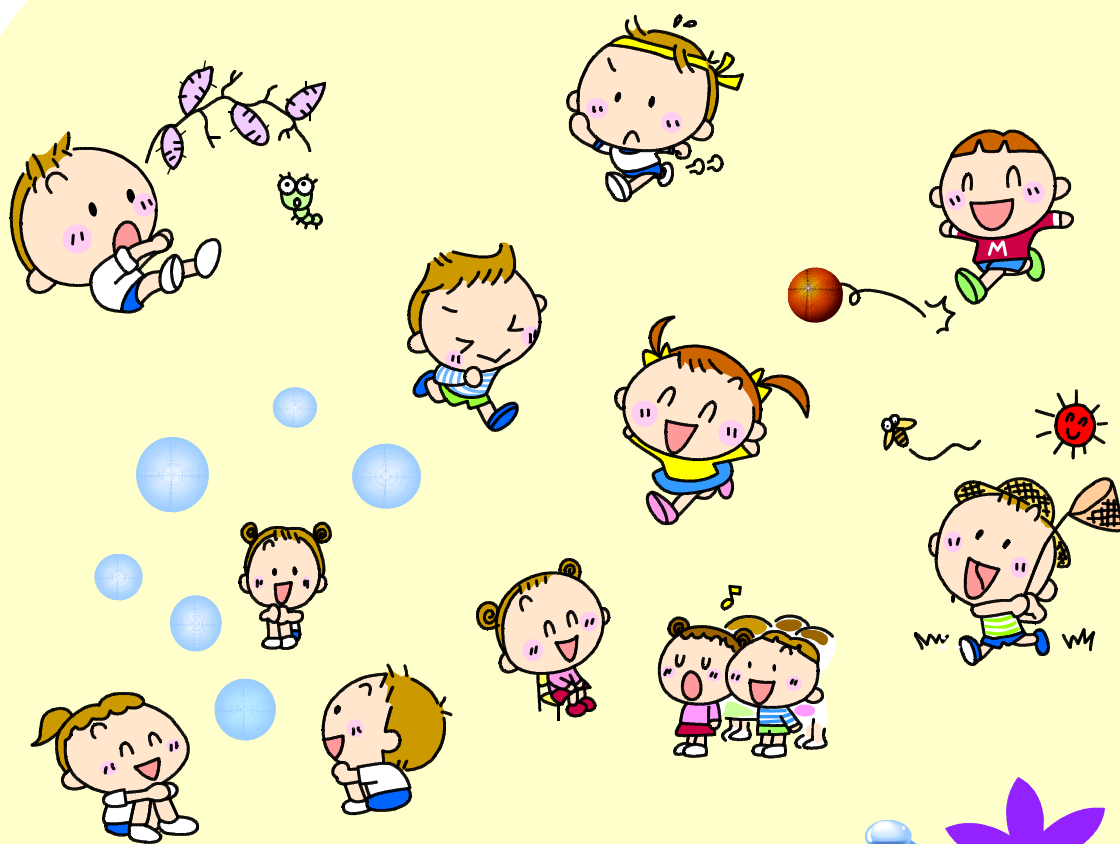


いわて

幼児教育

振興プログラム



岩 手 県
岩手県教育委員会



目 次

はじめに

いわての幼児教育の振興	1
1 プログラム策定の趣旨	1
2 幼児教育の現状	3
(1) 本県の幼児及び施設等の現状	
(2) 子どもの現状及び子どもを取り巻く環境の変化	
3 幼児教育についての基本的な考え方	5
推進の方向及び施策	7
1 幼稚園等施設における幼児教育の充実	7
(1) 子どもの発達の特性に応じた幼児教育の充実	
(2) 教員等の資質及び専門性の向上	
(3) 幼稚園等施設と小学校及び幼稚園等施設相互の連携	
(4) 特別な支援を必要とする幼児への支援の充実	
(5) 特色ある教育の推進	
2 家庭及び地域社会への支援の充実	19
(1) 幼稚園等施設における子育て支援の充実	
(2) 家庭及び地域社会における子育て支援の充実	
幼児教育推進のための具体的方策	21
1 県における取組	21
(1) 県の関係機関の連携強化	
(2) 教育関係施設の機能の充実	
(3) 幼児教育に関する情報提供	
(4) 教員養成大学との連携	
(5) 関係機関等との連携	
2 市町村における取組	22
(1) 幼児教育についての検討	
(2) プログラムの策定及び見直し	
(3) 組織の明確化	
3 幼稚園等施設における取組	25
(1) 特色ある教育の推進	
(2) 研修の充実	
(3) 開かれた幼稚園等施設の実現	

はじめに

広い県土を有する岩手は、四季折々の美しい自然に囲まれ、豊かな水、海や山の幸などに恵まれています。また、時には厳しくもある自然の中で、歴史や文化、伝統を大切にしながらはぐくまれてきた県民の温かい心や人と人とのつながりがあります。

この岩手を守り育て、次代を担う子どもたちに、夢と希望に満ちあふれた岩手を継承していくことが大切です。

県教育委員会では、平成11年度に本県教育の進むべき道を明らかにするため、「第8次岩手県教育振興基本計画」を策定し、平成22年度を目標年次とした12か年計画を立てて本県教育の充実に取り組んでいます。

教育振興の基本目標

一人一人が学びの世界を拓く、 心豊かでたくましい人づくり

本県には、豊かで美しく、時には厳しい自然と先人が築いてきた優れた歴史・文化があり、この自然と文化の中で培われた、進取の気性や、粘り強く、あたたかい県民性があります。また、困難な環境の中にあっても、「人づくり」を大切にしてきた土壌があります。

このような本県の特性を生かしながら、県民一人一人が、それぞれの個性を生かし、生涯を通じて創造的に学び続けることができるよう、その主体的な「学び」の環境を整備し、支援していく必要があります。

また、「知ることを学び、なすことを学び、他者と共に生きることを学び、人間として生きることを学ぶ」という四つの「学び」を大切にしながら、他者への思いやりや他者との共感、美しいものや自然に感動する心など豊かな人間性と、困難に立ち向かう意志や勇気、健康、体力など心身両面のたくましさを持つ県民をはぐくんでいく必要があります。

このようなことから、「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」を教育振興の基本目標とします。

「第8次岩手県教育振興基本計画」

県教育委員会では、これまで「教育環境の整備促進」「心の教育の充実と連携の促進」「幼稚園運営の弾力化の促進」の側面から幼児教育の充実に取り組んでいるところです。しかし、近年子どもを取り巻く環境の急速な変化により、家庭や幼稚園等施設だけでは解決できない様々な問題が生じてきています。このような現状を踏まえ、幼児教育について社会全体で考え、家庭と幼稚園等施設、地域社会とが連携を一層強めながら適切な幼児教育を進めていくことが必要となってきました。

本県においても、次代を担う子どもたちが、夢や希望をもって自分たちの未来を切り拓いていくことができるようにするために、幼児教育の課題を社会全体の問題としてとらえ、市町村、幼稚園等施設、家庭、地域と共にその解決に取り組んでいきます。

平成17年3月

いわての幼児教育の振興

1 プログラム策定の趣旨

本プログラムは、近年の子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、幼児期の教育の重要性に鑑み、今後の本県幼児教育の振興のために策定するものです。

〔幼児教育の範囲と家庭・地域社会・幼稚園等施設の役割〕

幼児教育とは、小学校就学前の幼児が生活するすべての場において行われる教育の総称です。具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりをもった概念としてとらえられます。

この、家庭・地域社会・幼稚園等施設（幼児に対する教育機能を担う幼稚園や保育所等の施設を言う。以下同じ。）における教育は、それぞれの有する教育機能を互いに発揮し、バランスを保ちながら、幼児の自立に向けて、幼児の健やかな成長を支える大切な役割を果たしています。

家庭は、愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場としての役割を、地域社会は、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場としての役割をもっています。また、幼稚園等施設は、幼児の家庭での成長をもとに、集団生活を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教員等に支えられながら、幼児期なりの豊かさに出会う場としての役割をもっています。

これらの三者がそれぞれの役割を果たすことができるようにするために、地域の現状を踏まえた取組の工夫が必要です。

〔幼児教育の重要性〕

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造力を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

幼児期は、運動機能が発達し、興味・関心、人間関係が広がるなど、心身共に日々急速に成長する時期です。この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、子どもたちが将来人間として充実した生活を送る上で不可欠であり、この時期の経験が、その後の人生を大きく左右するといっても過言ではありません。

しかし、近年、社会は急速かつ激しく変化しており、人間関係の希薄化、子どもの心や体の発達への影響を考えない利便性を重視した生活など、子どもたちにとって必ずしもよい環境であるとは言いがたい状況にあります。

このような中では、「保護者」「家族」「教員」「保育士」「地域住民」等が、幼児期の子どもに適した環境を整え、一人一人の育ちを適切に促していくことが必要です。

〔策定の経過及び対象とする幼児〕

本プログラムは、「幼児教育振興プログラム」(平成13年3月29日 文部科学省)と「第8次岩手県教育振興基本計画」(平成11年9月20日 岩手県教育委員会)を踏まえ、岩手の幼児教育にかかわる様々な分野の方々の提言及び岩手教育モニターの意見を基にして策定したものです。

本プログラムは、現在の本県にあって、おおよその幼児が家庭から幼稚園等施設へとその生活の場を広げている3～5歳児を対象とし、この時期の幼児教育の在り方を中心として策定したものです。

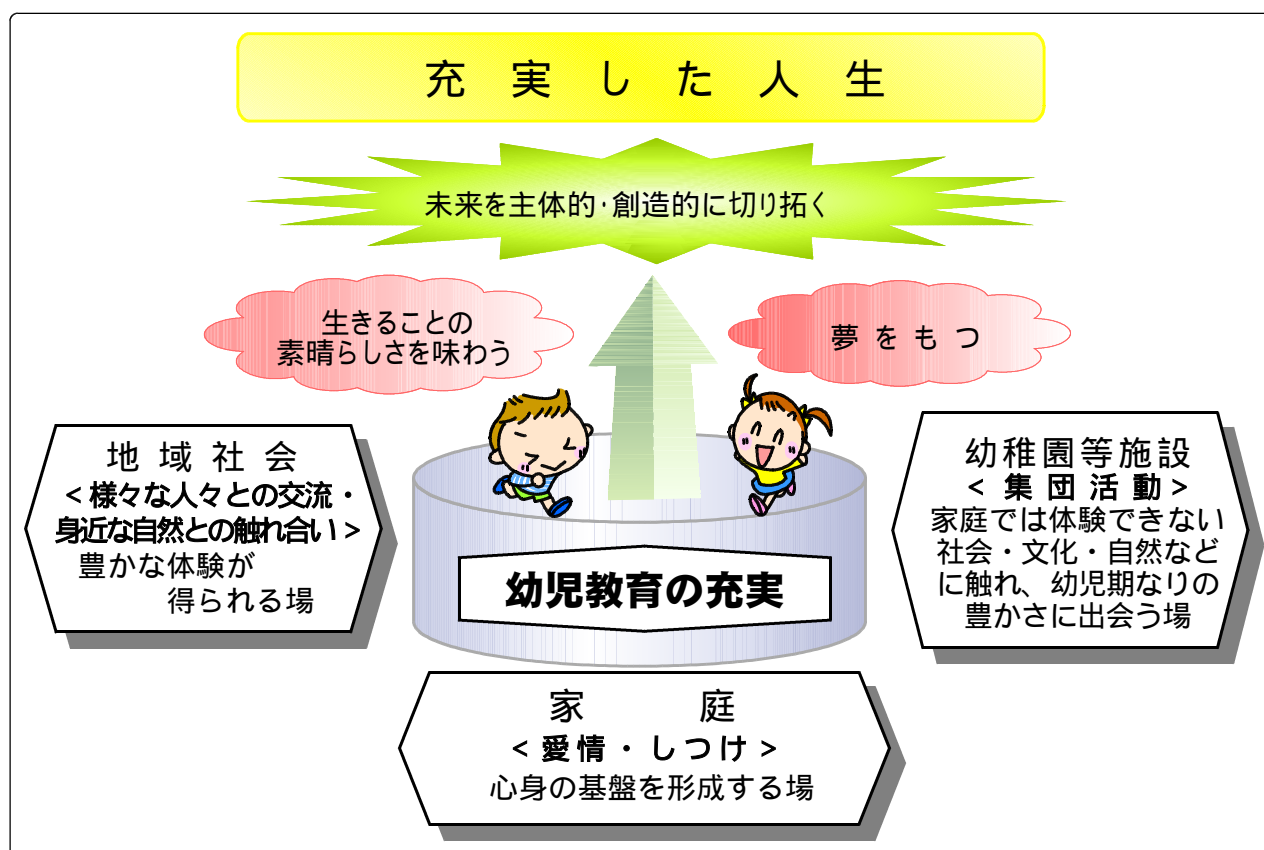
〔プログラムの内容及び活用〕

本プログラムの根底には、岩手の広い県土、豊かな自然、温かい家庭・地域社会の中で、次代を担う岩手の子どもたちに、「夢をもって、生きることの素晴らしさを味わいながら、自分たちの未来を主体的・創造的に切り拓き、充実した人生を送ってほしい」という願いがあります。

幼児の生活は、すべて大人の手になんて委ねられており、生活の保障が適切になされない場合には、幼児の生命をも奪うことになりかねません。したがって、保護者をはじめとした大人には、責任をもって幼児を育てる義務があります。また、地域社会には、子育てが円滑に進められるように適切な支援を行うことが求められます。

そこで、本プログラムには、県の施策はもとより、市町村、幼稚園等施設に期待する取組とその推進のための視点を掲載しました。

本プログラムを、家庭や地域社会、幼稚園等施設の現状を踏まえながら、地域の特性を生かした幼児教育の在り方についての検討、市町村における幼児教育振興プログラム等の策定、幼稚園等施設における幼児教育の充実のために活用することが望まれます。



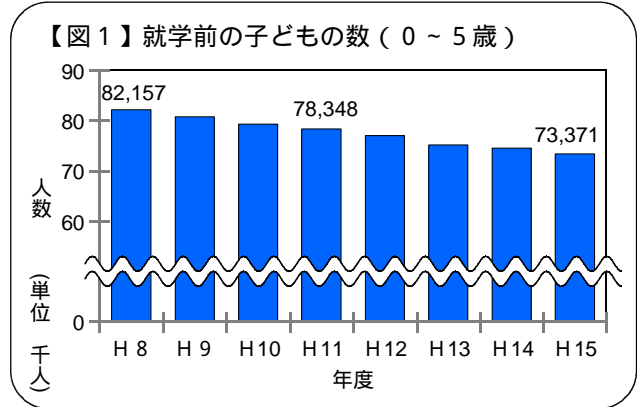
2 幼児教育の現状

(1) 本県の幼児及び施設等の現状

〔小学校就学前の子どもの数〕

小学校就学前の子どもの数の推移を示したものが【図1】です。

就学前の子どもの数は、平成11年度は、78,348人、平成15年度は73,371人と、5年間で約5,000人減少しており、本県においても少子化の傾向にあることが分かります。



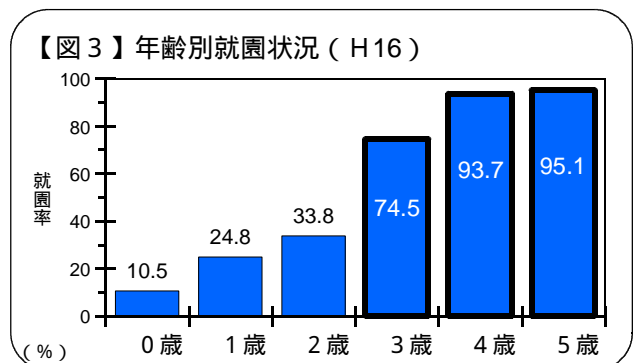
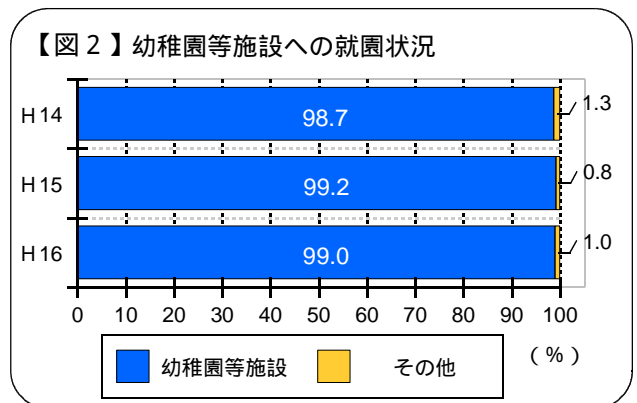
〔幼稚園等施設への就園状況〕

小学校入学前に児童が幼稚園等施設に通っていたかどうかについて小学1年生を対象に調査した結果が【図2】です。

平成14～16年度は、約99%の児童が幼稚園等施設に通っていたことが分かります。

また、平成16年度の幼稚園等施設への年齢別就園状況を示したものが【図3】です。

3歳児の74.5%が、4・5歳児の約94%以上が幼稚園等施設に通っており、およそその幼児の生活の場が、家庭や地域社会から幼稚園等施設へと広がっていくのが3歳以降であることが分かります。

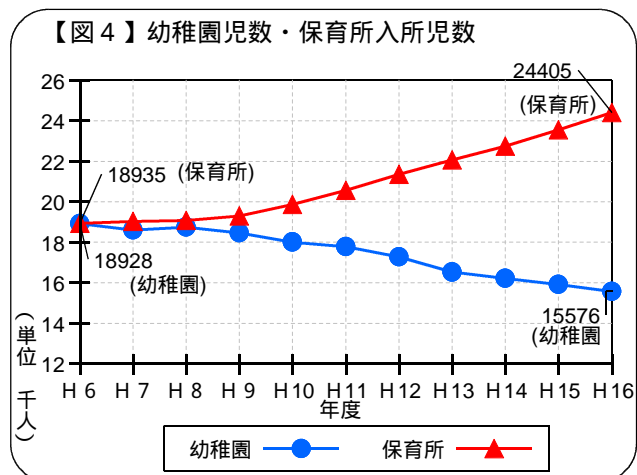


<注> 就園率 = $\frac{\text{幼稚園等施設に通っている幼児数}}{\text{各年齢別の幼児総数}} \times 100$

〔幼稚園児数と保育所入所児数の推移〕

幼稚園児数と保育所入所児数の推移を示したものが、【図4】です。なお、幼稚園は、3～5歳の園児数を、保育所は、0～5歳の入所児数を表しています。

平成6年度にはほぼ同数であったものが、平成16年度には幼稚園児は3,352人減少、保育所入所児は5,470人増加しており、生後間もない時期から子どもを保育所に預け、働きながら子育てをしている家庭が増加しているということが推測されます。



〔幼稚園・保育所の設置数〕

本県の幼稚園及び保育所の設置数の推移を示したものが【図5】【図6】です。

平成6年度と平成16年度を比較すると、幼稚園の設置数は国公立幼稚園・私立幼稚園とも減少傾向にあり、10年間で国公立幼稚園が2園、私立幼稚園が6園減少しています。

また、保育所の設置数は、公立保育所が減少傾向、私立保育所が増加傾向にあり、約10年間で、公立保育所が5所減少、私立保育所が10所増加しています。

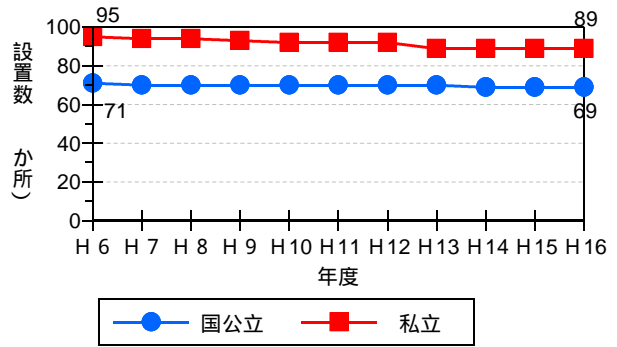
〔幼稚園等施設への通園(所)状況〕

小学校1年生が、小学校入学前に通った幼稚園等施設への通園(所)状況を示したものが【図7】です。

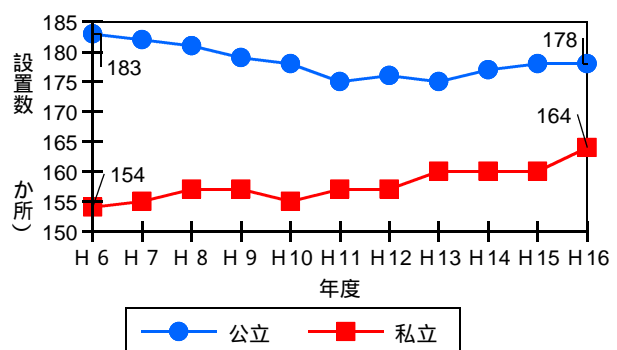
平成16年度を見ると、幼稚園に通っていた児童が49.6%、保育所に通っていた児童が45.7%、児童館等に通っていた児童が3.7%であり、99.0%の児童が、幼稚園、保育所、児童館等に通っていたことがわかります。

このことから、幼児教育を充実させるためには、幼稚園等施設における幼児教育の一層の充実を図る必要があります。

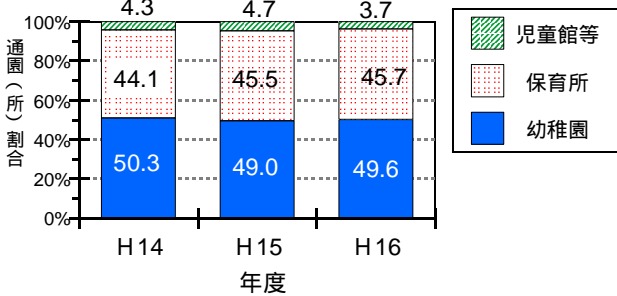
【図5】幼稚園設置数



【図6】保育所設置数



【図7】幼稚園等施設への通園(所)状況



(2) 子どもの現状及び子どもを取り巻く環境の変化

〔子どもの現状〕

子どもの現状をみると、心身共に健やかに成長している子どもたちがいる一方で、集中力が不足している子ども、じっとしてられない子ども、人とかかわることがうまくできない子ども、我慢ができない子どもなど、将来、社会生活を営む上で支障を来すおそれのある行動が見られる子どももいます。

また、朝食を食べないなどの不規則な食生活や好きなものばかり食べるといった偏食等による健康障害がみられる子どもや、室内での遊びが多く、体を動かしたり、自然体験等が不足したりしがちなことから、斜面を歩けない、転びやすいなど身体的機能に遅れがみられる子どももいます。

このような状況は、子どもを取り巻く環境の変化と密接なかかわりをもっていると考えられます。

〔子どもを取り巻く環境の変化〕

近年、少子化、核家族化、情報化、保護者の勤労形態の多様化等、社会状況は急速に変わってきており、子どもたちを取り巻く環境はもとより、子育ての環境も年々変化してきています。

例えば、少子化による親子関係の変化や核家族化等により、限られた人間関係の中で過ごす子どもが増加し、地域の子どもたちや高齢者との触れ合いが不足するなど、子どもが人とかかわり方を学ぶ機会が減少してきています。これは大人にも言えることで、地域の人々とつながりをもたなくても不自由なく生活できるようになってきたことから、人とかかわることを面倒に思ったり、苦手と感じたりしている大人もあり、子どもたちにも影響を与えています。

また、仕事の忙しさから食事に手間をかけることができず、子どもに栄養バランスのとれた食事を準備できなかつたり、お金を与えて食事をとらせたりするなどの状況がみられ、子どもの食習慣が乱れがちです。

さらに、24時間営業の店舗の増加やマイカーの普及等により、時間の制約を受けずに簡単に必要なものが手に入る便利な生活になってきている反面、大人中心の生活になってきており、子どもに必要な生活の場や時間が十分保障されず、睡眠不足や運動不足等の子どもが多くなってきています。幼稚園等施設では、寝不足等で疲れた様子で登園してくる子どもが少なくないという現状があります。

3 幼児教育についての基本的な考え方

〔幼児期に必要な教育の充実〕

幼児期は、人間形成の基礎づくりの重要な時期であり、この時期には、心身共にバランスよく健やかに成長することができるような生きる力の基盤を作っておくことが最も大切です。

そこで、この時期の子どもには、周囲から愛され、安心して生活できる環境を保障することが重要であり、日々の生活の中で、善悪の判断や、思いやり、命の大切さなどを体験を通して学ばせるとともに、適切な質と量の食事を規則正しくとらせ、適度な運動をさせ、心身共に健やかに成長できるような環境を整える必要があります。

また、子どもなりに考え、自分の思いを表現することができるようにするために、いろいろな経験を周囲の大人が意図的にさせていく必要があります。

〔環境の変化を踏まえた幼児教育の充実〕

家庭の中にいることが多い子ども、幼稚園や保育所等で他の子どもや教員等と触れ合う機会が多い子どもなど、幼児期の子どもの生活環境は一人一人異なっており、そこで経験していることもおのずと違ってきます。また、子どもを取り巻く環境は急速に変化しており、個々の成育環境の違いにより、子どもが受けている影響も異なっています。

したがって、一人一人の生活環境、成育環境を踏まえた幼児教育を充実させる必要があります。

〔本県の幼児教育推進の基本姿勢〕

本県においては、「幼稚園等施設における幼児教育の充実」と「家庭及び地域社会への支援の充実」の二つの側面から幼児教育の振興を図ります。

〔幼稚園等施設における幼児教育の充実〕

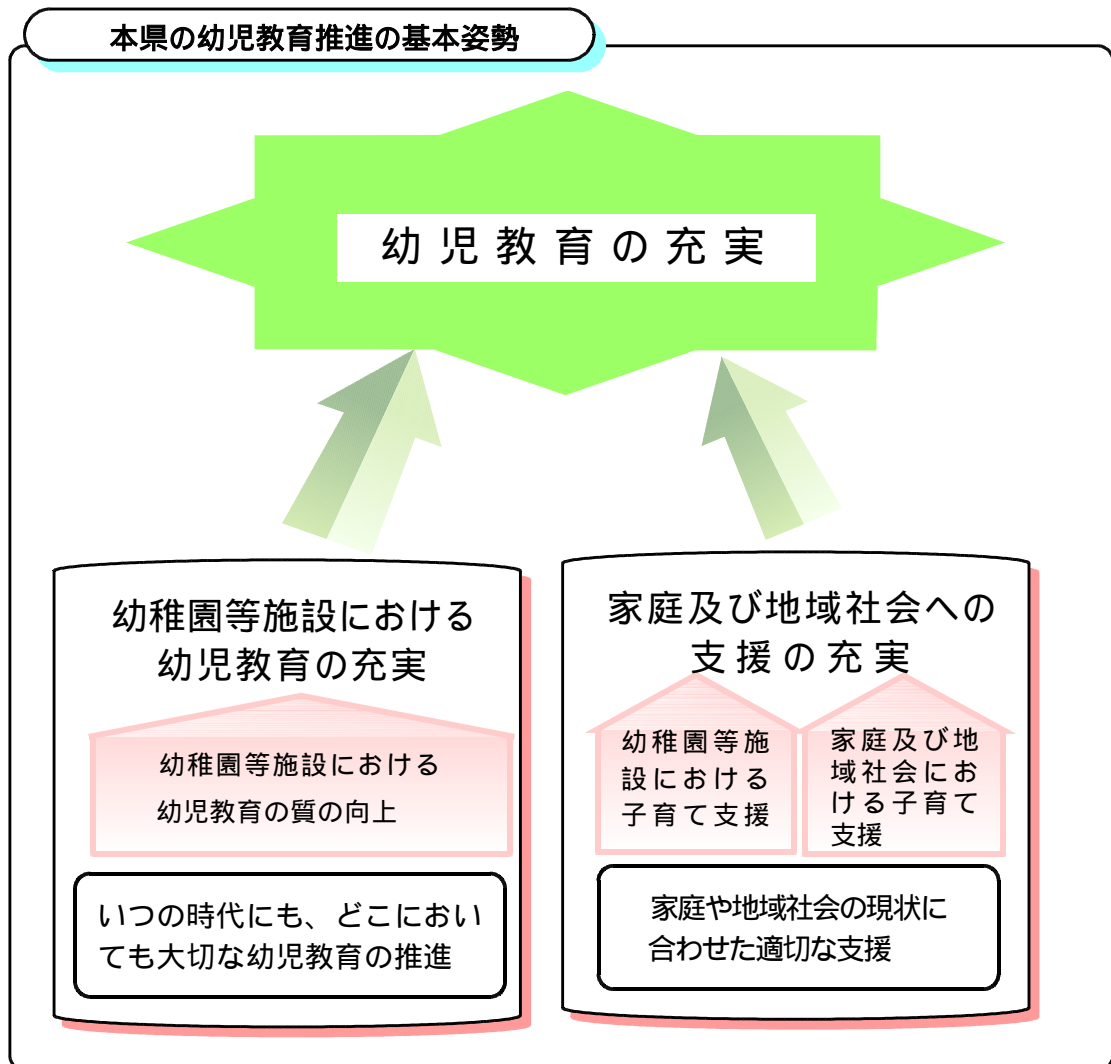
いつの時代にも、どこにおいても大切にしなければならない、幼児期の子どもの発達の特성에応じた教育の充実を図る必要があります。

このため、幼児期の子どもの教育に直接携わっている幼稚園等施設における幼児教育の質の向上を目指すことにより、幼児教育の振興を図ります。

〔家庭及び地域社会への支援の充実〕

子育てしやすい環境の中で親が子どもを育てていくことができるように、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、家庭や地域社会の実態に合わせた適切な支援の充実を図る必要があります。

このため、幼稚園等施設が家庭や地域社会に果たす役割を明確にするとともに、家庭の子育てや地域社会における子育てを支援する体制の整備等を目指し、幼児教育の振興を図ります。



推進の方向及び施策

1 幼稚園等施設における幼児教育の充実

(1) 子どもの発達の特성에応じた幼児教育の充実

〔3歳から5歳の幼児の発達の特性と幼稚園等施設の役割〕

本県の3歳児の7割以上、4・5歳児の9割以上が幼稚園等施設に通っていますが、家庭や地域を離れ、幼稚園等施設に通いはじめる3歳ぐらいになると、子どもの活動範囲は急速に広がり、行動も活発になってきます。同時に、周りへの興味・関心、人とのつながりなども広がり、心身共に著しく発達してきます。

このため、この時期の子どもには、日常生活の直接的・具体的な体験を通して、自発的・主体的に環境とかがかわらせながら、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けさせていくことが大切であり、幼稚園等施設がこの時期の幼児教育において果たす役割には、大きなものがあります。

〔幼稚園・保育所と幼児教育とのかかわり〕

幼児教育にあって、幼稚園教育は、従来からその中核としての役割を果たしてきました。このため、幼児教育と幼稚園教育とが、ほぼ同義で使われることもあります。

幼稚園は、3歳以上の幼児を対象とした学校で、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っており、幼児期の発達の特性に照らして、幼稚園教諭の免許を有した者が教育を行っています。

保育所は、保育に欠ける乳幼児等を対象とした児童福祉施設で、子どもが長時間親元を離れて過ごすため、家庭教育の補完をしながら子どもの健全な心身の発達を図る場としての役割を担っており、保育士の資格を有した者が養護と教育を一体とした保育を行っています。

幼稚園と保育所では、設置目的の違いから、施設や設備も異なっていますが、近年、男女共同参画社会の促進等から、保育所に子どもを預ける家庭の増加、幼稚園の預かり保育への要望等、保護者のニーズ、幼稚園や保育所における幼児教育に求めるものが多様化してきています。

— 幼稚園の目的 —

幼稚園は、幼児を保育し、
適当な環境を与えて、その心
身の発達を助長することを目
的とする。

「学校教育法第77条」

— 保育所の目的 —

保育所は、日日保護者の委
託を受けて、保育に欠けるそ
の乳児又は幼児を保育するこ
とを目的とする。

「児童福祉法第39条」

〔幼稚園等施設に求められる幼児教育〕

幼稚園等施設においては、幼児の発達の特徴を考慮し、生きる力の基礎となる健康な心と体、好奇心、探究心、意欲、態度などを一人一人の子どもに培うために、適切な環境を整えることが大切です。

家庭生活とは異なる幼稚園等施設においては、子どもたちは、集団生活を通して、我慢しなくてはならない体験や、思うようにならない体験等、これまであまり体験したことがなかった世界に驚き、とまどい、つまづくことが多くあります。しかし、このような体験を通して、子どもたちは対人関係を学び、自立への歩みを始め、生涯にわたってたくましく生きていくことのできる生きる力の基礎を身に付けていくこととなります。

こうしたことから、教員や保育士等は、幼稚園等施設における遊びを通して、「健康で安全な生活を送ること」「日常生活に必要な生活習慣を身に付けること」「してもよいことと悪いこと、自分と他人との気持ちや欲求は異なっていることに気付くこと」「相手の視点に立って考えること」などを、子どもたちが日々の様々な経験の中で積み重ね、身に付けていくことができるよう、一人一人に応じた適切な環境を与えていくことが必要です。

このため、幼稚園等施設には、「教員や保育士等が、人間形成の基礎を培う幼児教育についての理解を一層深めることができるようにすること」「日々の幼稚園等施設での生活が子どもたちの成長に大きくかかわっていることを踏まえ、教育内容や保育内容等を見直し、適切な幼児教育が保障されるように努めること」が求められます。

また、子どもたちを取り巻く環境等を踏まえ、幼稚園等施設が果たす役割を明確にするとともに、幼保一元化や新たに構想されている就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設も含めて、今後の幼児教育の在り方や教育・保育内容等について検討することも求められます。

〔幼稚園教育要領と保育所保育指針〕

幼稚園等施設における幼児教育の充実のためには、そこで行われている教育・保育内容について理解を深め、その在り方について検討を行うことが大切です。

幼稚園においては、現在、幼稚園教育要領（平成11年6月 文部省）に基づき、各幼稚園がそれぞれの教育課程を編成し、教育活動等を行っています。この幼稚園教育要領は、全国どの地域においても、一定の教育水準が確保されるように定められたものです。

保育所においては、現在、保育所保育指針（平成11年10月 厚生省）に基づき、保育が行われています。この保育指針に示された3歳児から5歳児の保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られています。

したがって、幼稚園と保育所が研修等において連携協力しながら、幼稚園等施設における幼児教育の内容等の理解を一層深め、質の向上を目指していくことが大切です。

〔幼稚園教育要領の概要〕

幼稚園教育要領と3～5歳児の保育所保育指針とは、整合性が図られていることから、本県にあっては、これまで幼児教育の中核として教育を行ってきた幼稚園の幼稚園教育要領の理解を促進することから幼稚園等施設における幼児教育の充実を図ります。

幼稚園等施設における幼児教育について共通理解を図るため、参考までに、幼稚園教育要領の概要を示します。

幼稚園の目的は、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」（学校教育法第77条）です。この目的達成のため、保育内容が定められたものが「幼稚園教育要領」です。以下に、幼稚園教育要領の一部を掲載します。

幼稚園教育の基本

1 幼稚園教育の基本

幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

「幼稚園教育要領 『総則 1 幼稚園教育の基本』」

- ・ 幼児の主体的な活動の促進
- ・ 幼児期にふさわしい生活

- ・ 幼児一人一人の特性に応じた指導
- ・ 発達課題に即した指導

- ・ 遊びを通じた指導が中心
- ・ ねらいの総合的達成

また、幼稚園教育の目標と五つの領域（幼稚園教育全体を通して、幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを、幼児の発達の側面から五つに分けて示したもの）は次の通りです。

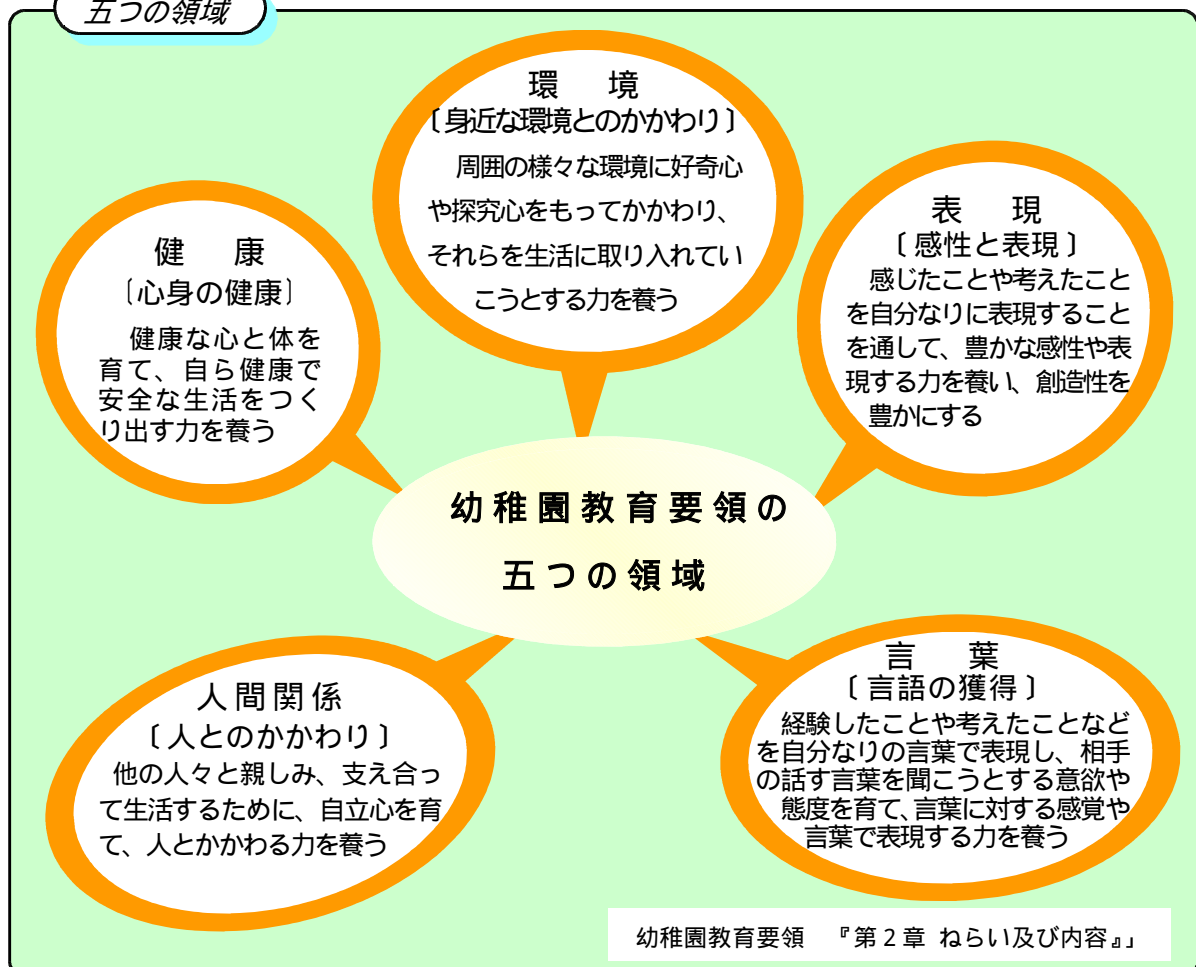
幼稚園教育の目標

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。
- (5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

『幼稚園教育要領 総則 2 幼稚園教育の目標』

五つの領域



〔子どもの発達の特성에応じた幼児教育の充実〕

子どもの発達の特성에応じた幼児教育の充実のためには、3歳から5歳の同じ年齢の幼児を育てている幼稚園等施設の関係者が、今後の幼稚園等施設の在り方や運営等について協議したり、教育内容や指導法等について協議したり、情報交換したりするなど、共に学び合いながら、検討していくことが大切です。

このため、3歳から5歳の幼児期の発達の特性についての理解を深め、それぞれの現状や課題を出し合い、子どもを取り巻く環境や保護者のニーズ等を踏まえながら、一人一人に応じた幼児教育を推進していくことができるように、幼稚園関係者と保育所等関係者が共に学び合う機会を設ける必要があります。

以上のことから、園長等を対象にした園長等管理運営協議会、保育技術協議会、幼稚園教育課程研究協議会を開催し、幼稚園教育要領の理解促進を図るとともに、これらの協議会を幼稚園関係者と保育所関係者が共に学ぶことのできる機会として位置付け、子どもたちの発達に即した幼児教育のより一層の推進に努めます。

<子どもの発達の特性に 応じた幼児教育の充実>

園長等管理運営協議会の開催

保育技術協議会の開催

幼稚園教育課程研究協議会の開催（県）

中央協議会（国）への参加促進及びその普及

幼保一元化や総合施設等も含め、幼稚園等施設が果たす役割、

今後の幼児教育の在り方等の検討

幼稚園関係者と保育所等関係者の学びの場の提供 等

（2）教員等の資質及び専門性の向上

〔日常の研修の重要性〕

幼児教育の充実のためには、日々子どもたちの保育・教育に当たる教員等の資質や専門性の向上に努めることが大切です。

このため、教員等が自らの資質や専門性の向上を目指し、問題意識をもって日頃から指導や保育に当たることが重要であるとともに、研修の機会がある場合には、それを積極的に生かすことが大切です。

幼稚園等施設においては、園長等の下で、園内研修を定期的・継続的に行うこと、研修会や協議会、公開保育等に積極的に参加し、新たな視点で自分の保育を振り返ること、また、研修会等への参加後には、そこで得たものや資料等について報告したり、説明したりするなど、その内容について園内で共通理解を図り、改善に生かすことなどが求められます。

〔研修機関や刊行物等を生かした研修〕

幼稚園関係の研修としては、総合教育センターにおいて実施している県教育委員会主催の幼稚園等新規採用教員研修と教職経験者10年研修があります。

また、総合教育センターにおいては、特別支援教育関係の研修講座やコンピュータ等についての研修講座等が開設されており、それぞれのニーズに合わせた研修が可能となっています。

また、県教育委員会が発行している岩手県幼稚園指導資料「岩手の幼稚園教育」やホームページには、県内の幼稚園の実践事例や研究指定校等の研究が掲載されており、園内研修等での活用が期待されます。

以上のことから、教員の資質及び専門性の向上のために、幼稚園等新規採用教員研修や教職経験者10年研修を実施し、その内容の充実を図るとともに、研修者のニーズや時代の要請等に応える研修や先進的な研究の推進、また、その成果の普及に努めます。

< 教員等の資質及び専門性の向上 >

幼稚園等新規採用教員研修講座の開催

幼稚園教職経験者10年研修講座の開催

岩手県幼稚園教育指導資料やホームページによる
実践事例等の紹介

その他、公開保育や各種研修会への参加促進 等

(3) 幼稚園等施設と小学校及び幼稚園等施設相互の連携

ア 幼稚園等施設と小学校との連携

子どもの成長・発達は連続しているにもかかわらず、義務教育の始まりである小学校と幼稚園等施設との接続が円滑に図られてるとは言い難い現状がみられ、幼児教育と小学校教育との接続の在り方が問われています。

小学校に入学してくる子どもは、幼稚園や保育所等の経験がある子ども、家庭の中だけで育ってきた子ども等、一人一人異なる生活経験をもっています。また、多くの場合、一つの小学校には、複数の幼稚園や保育所等から子どもたちが入学してきます。

このため、幼稚園等施設と小学校との連携は、引き継ぎや交流活動、合同活動等という段階でとどまっている場合が多く、教育という側面からの話し合いや研修会、互いの教育内容や保育内容等について相互理解するための取組は、あまりありませんでした。

幼稚園等施設においては、小学1年生への接続のみならず、長期的展望に立って子どもの成長を考え、小学校に入るまでに十分に培っておきたいことを明確にしながら指導や保育の質の向上を図る必要があります。また、小学校においては、子どもの現状、成育環境、

幼稚園等施設での教育内容や保育内容を理解した上で適切な指導を行う必要があります。

したがって、幼稚園等施設での幼児教育と小学校教育の内容について相互に理解し合い、よりよい教育が連続して行われるような連携の強化が必要です。

このことから、幼児教育と小学校教育を連続したものとして考え、子どもたちの成長・発達が滑らかに促されるようにするために、教員や保育士等との相互理解を深めながら、それぞれの教育・保育内容について共通理解を図ることができるような体制づくりを県や市町村が推進していくことが大切です。

その際、これまで行ってきた引き継ぎや交流活動、合同活動等を活用し、幼児期の子どもの発達や特性、幼稚園教育や保育所での保育の特質、ねらい、教育・保育内容等について相互理解を図ったり、幼稚園等施設の関係者が小学校以降の教育について学んだりする機会とすることも大切です。

イ 幼稚園と保育所等との連携

幼稚園と保育所等においては、共に3歳から5歳の幼児を育てているという共通点があるにもかかわらず、設置目的や所管する省庁等が異なっているために、積極的な交流はあまりなされていませんでした。

しかし、3歳から5歳の幼児教育については、平成10年の改訂により、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られたことから、それぞれの教育内容や保育内容について情報交換を行ったり、指導や保育について意見交換をしたりしながら、小学校教育への円滑な接続を図っていく必要があります。

このため、幼稚園の教員等と保育所等の保育士等との交流活動や合同研修会、相互参観などを推進することが必要です。

以上のことから、幼稚園等施設と小学校との縦の連携と幼稚園と保育所等との横の連携を図るために、幼・保・小の連携や交流研究会、合同研修会等の開催を推進するとともに、その成果の普及に努めます。

< 幼稚園等施設と小学校及び幼稚園等施設相互の連携 >

幼稚園等施設と小学校との連携のための交流活動、
合同研究会の開催の推進
幼稚園と保育所等との合同研修会の開催の推進
幼・保・小連携の推進と普及
実践事例の紹介・普及
その他、各種研修講座への参加促進 等

(4) 特別な支援を必要とする幼児への支援の充実

〔幼稚園等施設における特別な支援を必要とする幼児の受け入れ〕

幼児教育においては、特別な支援を必要とする幼児が通常の幼児と同じように生活し、共に活動できる社会を旨とする基本理念とするノーマライゼーションの意識の醸成や他者への思いやりの心の育成など、幼児期からの心の教育への取組が求められています。

特別な支援を必要とする幼児が幼稚園等施設において通常の幼児と共に生活し、活動できるようにするためには、教員等が子どもの障害等を理解し、適切な支援を行う必要があります。また、共に生活する幼児はもとより、保護者等の理解を得ることも大切です。

〔特別な支援を必要とする幼児への支援体制等の整備〕

特別な支援を必要とする幼児の受け入れや指導の充実を図るには、まず、教員や保育士等が専門的な知識などについて研修することができるような環境づくりをすることが大切です。

例えば、特別な支援を必要とする幼児が支援を受けている福祉や医療機関との連携を進め、その指導の下で、幼稚園等施設において一人一人の子どもに応じた適切な支援ができるようにしたり、総合教育センターに開設している特別支援教育関係の研修講座を受講したり、相談したりすることなどが考えられます。

本県においては、平成16年度から、県立の盲・聾・養護学校及び小・中学校には、特別支援教育コーディネーターが位置付けられており、特別な支援が必要な子どもの相談窓口となっているとともに、現在、県立の盲・聾・養護学校は、特別な支援を必要とする子どもの特別支援教育センター校として整備されていることから、その機能を活用したり、相談窓口を利用したりすることも考えられます。

また、各幼稚園等施設においては、経験豊かな専門家やサポートチーム等による組織的な支援がいつでも求められるように、関係機関との相談や連携方法等について明確にしておくことも大切です。

以上のことから、本県においては、特別な支援を必要とする幼児の受け入れや支援が円滑に行われるように、専門的な知識等についての研修の活用や特別な支援を必要とする子どもの相談等への支援体制の整備を図ります。

< 特別な支援を必要とする幼児への支援の充実 >

特別支援教育関係研修講座への参加促進

地域の特別支援教育センターとしての県立盲・聾・養
護学校の活用 等

(5) 特色ある教育の推進

ア 特色ある教育の推進のために

〔目標の明確化と意図的・計画的な活動〕

現在、学校教育には、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、「生きる力」をはぐくむことが求められています。「生きる力」とは、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などのことです。

この「生きる力」をはぐくむために、幼稚園等施設においては、子どもたちが小学校に入学するまでに培っておかなければならない力や心などを明確にし、それらを培うために必要なことを意図的・計画的に体験させることが大切です。また、日々の幼稚園等施設での生活において、それぞれの施設・設備、周囲の環境等を生かしながら、子どもたちに必要な環境を準備し、子どもたちの主体的な遊びが展開されるように工夫することが大切です。

〔地域と幼稚園等施設のかかわり〕

日本一広い県土を有する岩手には、豊かな自然、歴史と伝統が培ってきた地域性、そこに住む人々の温かさ等、先人や地域が守り、育ててきた様々な財産があります。また、各幼稚園等施設においても、教育目標、教育方針、ねらい、保育の重点等それぞれの施設が独自に大切にしてきたものがあります。

それらを整理し直すとともに、それぞれの施設が地域の中で果たしてきた役割、今後果たすべき役割を明確にし、幼稚園等施設のもつ専門性や地域の特性を生かした幼児教育の推進について検討していくことが大切です。

このため、幼稚園等施設においては、幼稚園等施設を取り巻く様々な環境を見つめ直し、それらがもつ価値を整理し、それぞれの特色やこれからも引き継いでいきたいものを明確にすること、幼稚園等施設が地域における幼児教育センターとして果たすべき役割や機能について検討すること、保護者の願い、地域の要請等を把握し、地域における幼稚園等施設の今後の在り方などについて検討することが必要です。

特色ある教育の推進に当たっては、どこでもできることとその地域でなければならないことを分けて考えること、子どもたちが将来、岩手のそれぞれの地で育ったことに誇りを持ち、そこでの生活をかけがえのないものに思い、その思いを次代につないでいくことができるようにすることも大切です。

幼稚園等施設を取り巻く環境の見直し例

家庭では、甘やかしすぎだそうだ。異年齢の子どもと遊ばせ、我慢したり、助け合ったりできるような経験をさせよう。

近くにスキー場があるのに、子どもたちは冬になると外で遊ばなくなる。雪遊びを楽しむ機会をつくろうかな。父母にも声をかけよう。

仕事の関係で外で遊ばせてやれないという。家庭と相談しながら、外の遊びに興味をもたせるような工夫をしてみよう。

いろいろな国の人が住んでいるから、各国の子育てについて交流する機会を作ろうか。
困っていることはないだろうか。親子で集まることができるようにしよう。

家庭

- ・保護者の子どもの成長への願い
- ・家族構成
- ・保護者等のニーズ等

地域社会

- ・地域の願い
- ・地域の特徴
- ・人口
- ・自然環境（山・川・海等）
- ・歴史（伝統行事等）
- ・交通
- ・地域性（農村地域・商業地域等）
- ・住民（年齢構成・国籍・職業等）
- ・施設・設備等

家庭環境をみると、核家族の家庭が8割という状況なので、高齢者や地域の人々との触れ合いの機会を大切にしていきたい。

幼稚園等施設

- ・教育目標
- ・経営方針
- ・育てたい子ども像
- ・教師の願い
- ・周囲の自然環境
- ・施設、設備
- ・地域とのかかわり
- ・行事等

幼稚園等施設における
特色ある教育

近くに交差点があるので、安全に十分配慮した指導が必要だ。
地域にも相談し、協力を得たい。

手洗いうがいを習慣づけたい。
食物や食事を作ってくれた方等に感謝をしながら食事をとらせたい。

明るく元気な子どもに育てたい。
悪いことだとわかっただら、素直に謝れる子どもに育てたい。

自分も他人もかけがえない大切な存在であることを教えたい。
少々のことではくじけない、我慢強さを身に付けさせたい。

イ 開かれた幼稚園等施設の実現

〔自己点検・自己評価の必要性〕

幼児教育の重要性が注目されている今日、改めて、地域における幼稚園等施設の存在価値を問い直す必要があります。そして、幼児教育の充実のために、各幼稚園等施設では、これまでどのような幼児教育が行われ、どのような成果を上げてきたのかということについて整理してみる必要があります。そして、さらによりよい幼児教育が行われるように、目標や育てたい子どもの姿を明確にして、その達成に向けて「計画・実践・反省・工夫改善」を繰り返すことが重要です。

そのためには、目標を、「長期目標」「中期目標」「短期目標」と具体化すること、そして、計画の立案時に、実施状況について振り返るための自己点検や自己評価の計画や評価表等を作成しておき、定期的に点検や評価が行われるようにすることが大切です。

〔開かれた幼稚園等施設の実現〕

各幼稚園等施設において、その教育・保育内容を公開し、周囲の声を聞きながらさらによりよいものに改善していくことが大切です。また、外部評価を導入したり、第三者の声を聞く機会を設けたりしながら、地域に根ざしたよりよい幼児教育の推進に生かしていくことが大切です。

幼稚園や保育所を開くということは、保育公開をすること、施設を開放することだと限定してとらえられる場合がありますが、見せることが大事なのではなく、保育内容や活動状況を理解してもらうことが大切です。

〔実現のためのポイント〕

幼稚園等施設を開かれたものにするためには、様々な工夫をすることが大切です。

例えば、保育公開だけではなく、園だよりの地域への配布や、地域情報誌、ホームページ等に教育・保育内容を公開するなど考えられます。

なお、開かれた幼稚園等施設の実現のためには、「何のために、何を公開し、その結果をどうするのか」、「何のために、誰に、何を聞き、どのように生かすのか」ということを予め明確にした上で公開したり、意見を求めたりすることが大切です。

〔注意したい事柄〕

開かれた幼稚園等施設の実現を推進するに当たっては、次の三点に注意する必要があります。

一つ目は、子どもたちの活動等を公開するに当たっては、子どもたちの成長の姿は一人一人異なること、一人一人の子どもが目指していることもその時々で異なることを十分理解してもらうように努めることです。

二つ目は、幼稚園等施設を公開する場合には、そこを訪れる大人のマナー等について、事前に理解を得ておくことです。幼稚園等施設は、子どもを育てている場であること、集団生活の場であること等、協力を得たい事柄を明確にしておきます。

三つ目は、危機管理体制を万全にしておくことです。日頃から緊急時の対応等について理解や協力を得ておく必要があります。

以上のことから、特色ある教育の推進のために、幼稚園等施設の目標を明確にするとともに、教育内容や保育内容等の情報提供、自己点検・自己評価の推進等、開かれた幼稚園等施設の実現を推進します。

< 特色ある教育の推進 >

目標の明確化による意図的・計画的な活動の推進

地域の特性を生かした幼児教育の推進

教育・保育内容等の情報公開の推進

自己点検・自己評価の推進

外部評価の導入の推進

その他、公開等への参加促進 等



2 家庭及び地域社会への支援の充実

〔家庭及び地域社会への支援の必要性〕

子どもは1日の大半を家庭や地域社会の中で過ごし、保護者や家族の愛情を受け、地域の人々に見守られながら生活し、基本的な生活習慣などを身に付けています。

しかしながら、核家族化や都市化等により、家庭教育や子育てに不安や悩みを抱えながらも誰にも相談できずにいる保護者も少なくありません。

そこで、子どもにとって、最も密接で大切な環境である家庭や地域社会において、保護者が子育てを円滑に進められるように支援し、子どもの生活環境、教育環境の向上を図ります。

なお、ここで言う「支援」とは、保護者等の多様なニーズに応えるだけでなく、保護者が子どもをかけがえのない大切なものと感じながら、安心して子育てに励むことができるようにすること、つまり、保護者のニーズに応えながら、保護者と子どもが共に成長していくことができるように支援することを目指しています。

(1) 幼稚園等施設における子育て支援の充実

近年、少子化、核家族化、情報化などが進む中で、子どもが生活している家庭や地域社会は様々な影響を受けています。

いつでもどこでも欲しいものが手に入る豊かな生活の実現により、周囲の人々に声をかけたり、協力し合ったりすることがなくなってきたことや核家族化の進行等から、地域の人々等とのコミュニケーションが不足し、育児不安を抱えていても誰にも相談できずに悩んでいる保護者もいます。また、犯罪や交通事故等の増加から、安心して外で遊ばせることができないなど、子育て環境についても深刻な状況が見られます。

このような状況の中で、幼稚園等施設には、こうした保護者への適切な対応が求められています。

例えば、育児不安を抱えた保護者等への相談窓口の開設、未就園児のいる家庭への園庭や施設の開放、交流活動等の実施などが考えられます。特に、幼稚園や保育所には、免許や資格を有した専門家がいるわけですから、その専門性を生かした取組が期待されます。

幼稚園等施設においては、地域の実態や保護者の要請などを把握し、地域の幼児教育センターとして、子どもの成長のみならず、親が親として成長していくために必要な支援を行う場としての機能をもたせ、施設や設備を開放するなど、子育てをしている保護者等を積極的に支援していく施設としての役割についても検討していくことが必要です。また、自治体、振興局、関係機関等との協力体制を整え、地域社会と保護者や家庭との橋渡しの役目をすることも大切です。

以上のことから、幼稚園等施設が地域の幼児教育センターとしての役割を果たし、家庭の教

育力を高めるための援助や保護者等の育児相談、地域社会と家庭との協力体制づくりなどへの支援の充実を図ります。

< 幼稚園等施設における子育て支援の充実 >

地域の幼児教育センターとしての役割の確立

家庭の教育力向上のための保護者への支援

地域との協力体制の構築への支援

(2) 家庭及び地域社会における子育て支援の充実

今日、家庭の教育力の低下、子どものしつけについての保護者の自信喪失、過保護・過干渉や放任などが指摘されています。また、都市化や過疎化等により、地域における人間関係が希薄になり、地域の教育力の低下も社会問題となってきました。

このような状況の中で、家庭の教育力を高めるとともに、地域の大人が一体となって地域の中で子どもを共に育てていこうとする機運を醸成し、子育てしやすい環境づくりを推進していくことが重要です。

そのためには、保護者等を対象とする子育て講座などの学習機会の提供や家庭教育に関する必要な情報や資料提供等の充実が必要です。また、子育てについての不安を抱えた保護者等に対する相談体制の充実や地域社会における子育てサークルの育成支援及び子育て支援ネットワークの充実も必要です。

以上のことから、子育てに関する悩みや不安を抱える保護者等に対する専門の相談員による電話相談や、子育てサポーターの養成等により、家庭及び地域社会における子育て支援の充実を図ります。

< 家庭及び地域社会における子育て支援の充実 >

保護者等を対象とした家庭教育学級・講座の開設

家庭教育の重要性についての啓発

悩みや不安を抱える保護者等への相談支援体制の充実

幼児教育推進のための具体的方策

1 県における取組

本県においては、「 推進の方向及び施策」を推進するために、幼児教育にかかわる県の関係機関の連携を強化するとともに、教育関係施設等での研修等の一層の充実を図ります。

また、教員養成大学等、県内の関係機関との連携を図ります。

(1) 県の関係機関の連携強化

幼児教育を充実させるに当たっては、子どもたちに培いたいものを明確にし、具体的な計画を立て、実施していくことが必要ですが、幼稚園は学校教育法に定められた学校で文部科学省の所管、保育所は児童福祉法に定められた児童福祉施設で厚生労働省の所管であり、制度上の位置付けが異なるため、関係機関の連携が不可欠です。

本県においても、幼稚園については、国公立幼稚園は、主に県教育委員会事務局学校教育課が、私立幼稚園は、総務部総務室が担当しています。保育所や児童館等については、保健福祉部児童家庭課が担当しています。

今後は、この三者の連携を強化し、幼稚園等施設における幼児教育の充実を図ります。

また、家庭教育等については、県教育委員会事務局生涯学習文化課が、子育て支援については、主に保健福祉部児童家庭課が担当しています。この二者が連携し、保護者や家庭等のニーズをとらえ、安心して子育てができるように支援を行います。

(2) 教育関係施設の機能の充実

総合教育センターにおいては、新規採用教員研修や経験者研修をより充実させ、教員の資質・能力の向上を図ります。また、研修者の声を生かし、時代の要請を踏まえながらニーズに応じた研修を行うことができるように講座内容を一層充実させ、専門性の向上を図ります。

生涯学習推進センターにおいては、家庭教育や子育て支援に関する各種事業の推進及び家庭教育に関する情報提供並びに相談体制の充実を図ります。

また、各種の公開講座、研修会、研究発表会等への幼児教育関係者の参加を促します。

(3) 幼児教育に関する情報提供

岩手県教育委員会及び岩手県の各種刊行物、ホームページ等を活用して、広く県民に幼児教育に関する情報提供を行います。

(4) 教員養成大学との連携

教員養成大学において開催される「特別な支援を必要とする幼児の受け入れや指導」「保護者との接し方」等、幼児教育の充実にかかわる講演、指導や保育に必要な専門知識に関する研修、公開講座等への参加を促します。

(5) 関係機関等との連携

市町村、市町村教育委員会、幼稚園等施設、小学校及び幼児教育関係団体との連携を深め、研究発表会や講演会、研修会等についての取組の様子や内容、成果等の普及に努めます。

< 県における取組 >

県の関係機関との連携の強化
研修講座の開設及び内容の充実
県及び県教育委員会のホームページによる幼児教育関係の情報提供や研修成果等の普及
岩手の幼稚園教育指導資料による実践や研究成果等の普及
教員養成大学との連携
関係機関等と連携した幼児教育関係施策の推進
その他、各種研修会の推進及び参加促進

2 市町村における取組

各市町村にあっては、地域の実情を踏まえながら、幼児期の子どもたちに必要なことや、行政関係者や地域の大人たちが実践すべきこと等について、子どもたちや市町村の将来の姿を思い描きながら考え、検討していく体制を作ることが望まれます。

そして、幼稚園、保育所等、小学校、行政機関、幼児教育関係者等が相互の信頼関係を築きながら、「地域全体で子どもを育てる」という機運を醸成していくことが大切です。

(1) 幼児教育についての検討

県内には、幼児教育関係施設として、幼稚園のみを設置している市町村、保育所のみを設置している市町村、幼稚園と保育所の両方を設置している市町村等、それぞれ地域の実情に応じ、設置している施設が異なっています。

しかし、どの市町村においても、「長期的な展望に立って子どもたちの将来を見通し、幼児教育をどう推進していくのか」「小学校入学以降の生活や学習を充実したものとするために、小学校就学前の教育をどのように進めていくのか」「そのために行政は何をどのようにしていくのか」などについて考えていく必要があります。

また、子どもを取り巻く環境の変化から、幼児教育の在り方も変わってきています。幼保一元化、総合施設等、国の動向の把握や特色ある実践事例等の収集に努めながら、地域の特色を生かした幼児教育を推進していく必要があります。

このため、幼児教育に関する検討システムを整え、機能させ、成果と課題を次年度に生かしていくことが大切であり、その際、子どもたちの現状や環境の変化等を定期的に把握し分析したり、子どもの目線に立って工夫・改善する視点を取り入れたりすることが重要です。

また、幼稚園等施設と小学校が連携した研修会の開催、ティーム保育の導入や、特別な支援を必要とする幼児の受入れに対する条件整備等の教育環境の整備をすることも大切です。

(2) プログラムの策定及び見直し

幼児教育に関するプログラムが策定されていない市町村においては、地域内の幼児期の子どもたちの育成について検討し、幼児教育振興プログラム等を策定することが望まれます。

このため、現在の幼児教育の推進状況及び地域内の各幼稚園等施設での幼児の育成状況等を把握し整理するとともに、地域で育てたい子どもの姿を明確にしながら、策定を進めることが大切です。

すでに策定している（類似のものがある）市町村においては、子どもの成長の視点（育てたい子どもの姿に近づいているか）と地域の視点（地域環境の変化の状況、地域の願い等）から、プログラム等を定期的に見直し、工夫・改善に努めることが大切です。

(3) 組織の明確化

市町村においても、保育所と幼稚園、公立幼稚園と私立幼稚園等によって、担当部局が異なっている場合があります。幼児教育を充実したものにするためには、それぞれの所管の部局と担当者を明確にし、連携・調整を図る体制を整えることが大切です。また、幼児教育担当者を専任にしたり、役割を明確にしたりするなど、地域の幼稚園等施設の質の向上のための取組や、小学校との連絡調整、問い合わせ等への対応など、学校、家庭、地域の誰にとっても分かりやすい組織にすることが望まれます。



市町村における推進の視点

1 現状の把握

就学前の子どもの状況の把握...データを眠らせていませんか？

- ・子どもの数 ・保護者や地域の声
- ・幼稚園等施設（幼稚園、保育所、児童館等）...場所・在園者数等の推移
- ・施設、設備の状況 ・子どもの育成状況、育成環境 等

2 育てたい子どもの姿の明確化

将来どのような人間に育てたいのか、そのために幼児期に培っておくべきことは何かということについて明確にするために、地域の声を聞き、育てたい子どもの姿を具体的な言葉で表してみましょう。

地域ならではの教育、地域で大切にしていきたいものについても明確にしましょう。

3 現在の組織、事業の明確化

誰が、どこで、幼児教育に関するどのような仕事を進めているのか、誰もが説明ができるように組織等の共通理解を図りましょう。

各種事業を洗い出し、ねらいと効果を明確にしましょう。

4 施策の見直し・推進

子どもにとっても、保護者にとっても価値のある施策かどうかを検討しましょう。

将来を見通した施策を計画・推進しましょう。

例：評価表

事業名等	ねらい	価値・効果	継続の必要性
A事業		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって：子どもが安心して過ごすことができる ・保護者にとって：就業時間に合わせて預けることができる ・教師にとって：子どもの安全に配慮した環境を整えること可能である 	
B事業		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって ・保護者にとって <p style="text-align: center;">略</p>	
C事業		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって ・保護者にとって <p style="text-align: center;">略</p>	×

例：特別な支援を必要とする幼児への支援関係事業

事業名	価値・効果		課題
特別な支援を必要とする幼児への支援関係事業	子	障害の状況に応じた適切な指導を受けることができる	環境の整備
	保	専門家の助言のもとで悩みを解消しながら家庭教育を行うことができる	子育て相談の機会の確保
	教	障害の状況に応じた指導を身に付けることができる	研修の機会の確保

3 幼稚園等施設における取組

幼稚園等施設においては、教員等がその専門性を最大限発揮し、子どもの成長・発達を適切に促すとともに、保護者等や家庭・地域社会の子育てのよりどころとなる施設としての機能を果たすことが望まれます。

(1) 特色ある教育の推進

ア 創意ある教育課程の編成及び保育計画の作成

計画的に構成した環境による「遊び」を中心とした指導の充実を図るため、教育内容・保育内容の基準、指針となるそれぞれの「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の趣旨、内容の理解を一層深め、それらを踏まえた上で、創意ある教育課程及び保育計画を作成し、充実を図っていく必要があります。

イ 行事等のねらいの明確化

これまで行ってきた行事等を見直し、その教育的価値を整理し、ねらいと育てたい子どもの姿を明確にして実施すること、そして、終了時にはその成果と課題を教育的視点によって明らかにすることが大切です。また、行事等を保護者や地域に公開している場合には、その公開のねらい、価値も明らかにしておくことが大切です。

ウ 地域の幼児教育センターとしての役割

幼稚園や保育所は、教員や保育士といった幼児教育の専門家が教育や保育を行っている施設です。したがって、通園（所）している幼児の保護者のみならず、家庭で子育てをしている保護者等も対象にした子育て相談の窓口を開設したり、園庭や施設等を開放したりするなど、地域のニーズを把握し、地域の幼児教育センターとしての役割を担うこと、また、地域の自治体等との協力体制を築くために、保護者等との連絡・調整を行うことも大切です。

(2) 研修の充実

教員や保育士一人一人の資質や専門性の向上を目指すためには、各幼稚園等施設における幼児教育の課題を的確に把握し、計画的な園内研修の実施を通して、その解決を図るとともに、関係機関、団体等が主催する研修会に積極的に派遣していくことが望まれます。

また、研修会参加後は、その研修内容等について、園内で共通理解を図り、研修会に参加していない者にも学んできたことを積極的に還元していくことが大切です。

さらに、研修会や協議会等で報告された実践事例を参考にし、自分が受け持っている子どもの現状を踏まえ、工夫改善に生かしていくことが大切です。

(3) 開かれた幼稚園等施設の実現

幼稚園等施設における目標の達成及び教育・保育の質の向上のためには、教育・保育の内容とともに、施設の運営状況全体にわたって、自己点検及び自己評価を行い、教員や保育士等が共通理解を深め、工夫改善を行うとともに、保護者等にその結果を積極的に提供し、第三者の視点による意見をもらうことも必要です。このため、保護者の代表等を委嘱するなど、外部評価システムの導入の検討も求められます。

また、教育・保育内容をはじめ、その運営について保護者や地域社会に開かれたものとするようにし、その状況について評価してもらうことは、「現代の子どもたちや保護者が幼稚園等施設に何を求めているのか」「施設がその願いに応えているのか」ということについて、点検、確認のために有効であり、施設が常に望ましい教育・保育を実現するためにも大切なことです。



幼稚園等施設における推進の視点

1 育てたい子どもの姿の明確化

教育目標やねらいの具現化

育てたい子どもの姿を教職員、保育士等が一人一人言葉で具体的に表現しながら、目標やねらいを具現化していきましょう。

2 幼稚園等施設の現状把握

子どもたちの現状を把握するために、教職員や保育士等がそれぞれの見方、とらえ方を出し合い、分析しましょう。

保護者の声等、情報交換を行きましょう。

地域の様々なところに足を運び、地域の声を聞きましょう。

積極的に幼児教育に関する情報収集に努め、社会の要請等を的確に把握しましょう。

自然の中でたっぷり遊ばせ、丈夫な体に育てたい。



自然の中のいろいろな命に気付かせ、一所懸命生きることの大切さを伝えていきたい。



3 教育課程・保育計画の見直し・工夫

教育課程や保育計画を見直し、育てたい子どもの姿に近づけるような指導や保育について互いに工夫し合いましょう。

成果について、子どもたちの成長の様子から検証するとともに、改善点については、複数の視点から子どもの現状分析を行い、指導や保育を工夫しましょう。



子育てのことなら気軽に相談してください。

4 社会の要請、保護者のニーズ

社会の要請、保護者のニーズを把握し、それに応えられるように努めましょう。

子どもに質の高い幼児教育を提供するという視点と社会の要請や保護者のニーズに応えるという二つの視点から、今後の幼稚園等施設の在り方について検討していきましょう。

- ・ 創意ある教育課程の編成
- ・ 預かり保育
- ・ 子育て支援
- ・ 幼児教育センター
- ・ 親と子の育ちの場の提供 等



地域と連携し、安全な環境の中で子どもを守り、育てていきたい。

いわて幼児教育振興プログラム

平成17年3月発行

発行者 岩手県・岩手県教育委員会
編集・印刷 岩手県教育委員会事務局 学校教育課
電話 019-629-6139
FAX 019-629-6144

